

平成24年4月27日

福島県知事 佐藤雄平 様

福島県男女共同参画審議会会長 二瓶由美子



男女共同参画の視点から福島県の復興、防災に対する意見について（建議）

東日本大震災から1年が経過しました。未曾有の大震災と原子力災害は、甚大な被害をもたらし、今なお多くの人々が避難生活を余儀なくされていますが、人々は放射線への不安を抱きつつも福島県の復興を信じて生活しています。

知事が3.11ふくしま復興の誓い2012で宣言された「ふくしま宣言」において謳っている「全ての人が安心して暮らせる社会づくり」を進めていくためには、男女共同参画の視点は必要不可欠であります。

県では、「ふくしま男女共同参画プラン」を策定し、家庭・地域における男女共同参画の実践拡大等の重点目標を掲げ、目標に向かって取り組んできましたが、この大震災への対応においては、男女共同参画の理念が浸透していたとは言い切れません。

男女のニーズの違いへの配慮や女性の参画促進など、男女共同参画の視点を踏まえた防災や復興を進めていくことは、誰もが安心して暮らせる社会に繋がります。

また、「東日本大震災復興基本法」の第二条二では、「女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」とされ、中央防災会議でも平成23年12月に防災基本計画を修正し、地域における生活者の多様な視点や、女性の細やかなニーズを計画に反映させています。

本審議会は、福島県においても復興の過程や防災の分野へ、男女共同参画の観点を反映させるための一層の取組が必要であると考え、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」第21条第3項の規定により建議します。

全ての県民が個人として尊重され自己の能力を自らの意思により発揮できる活気ある福島県となるよう、この意見を基に取り組まれますようお願いいたします。

記

- 1 復興会議や防災会議など意思決定過程の場に女性や生活者の視点を
 - (1) 復興並びに予防又は応急対応という防災のすべてのプロセスにおいて、男女共同参画の視点を反映させるため、復興会議、防災会議等へ女性の参画を拡大すること。
 - (2) 震災からの復興を進めるにあたり、復興の検討やまちづくりのプロセスにおいて、女性の参画を拡大するとともに、障がい者、高齢者等を含めた多様な県民の意見、地域における生活者の意見を反映していくこと。
- 2 福島県地域防災計画に女性や生活者の視点を
 - (1) 避難計画の策定、特に避難所運営マニュアルの作成には女性や生活者の意見が反映されるよう、地域防災計画等に明記すること。

特に次の点に配慮すること。

 - ・ 避難所設置の際には、男女別のトイレや更衣室、授乳室、女性専用の物干し場等女性や子育て家庭のニーズ、衛生面に配慮する。
 - ・ 避難所の運営について、避難所のリーダーや派遣される自治体職員に必ず女性を参画させる。
 - ・ 食料や生活物資の調達・確保について、女性や子育て家庭、障がい者等のニーズを反映させる。

(参考) 女性委員の人数

福島県防災会議 49名中3名、 福島県復興ビジョン検討委員会 12名中1名
福島県復興計画検討委員会（第1次）委員 23名中1名 特別委員 7名中2名